平成２９年（フ）第１１４号
釧路市星が浦大通５丁目６番９号　桑原マンション201号室
債務者　太田　経一
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１０７号
愛知県岩倉市西市町寺西16番地１　ル・シェル岩倉102号
債務者　三井　和人
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１２８号
愛知県丹羽郡大口町余野四丁目178番地　セントハイム202号
債務者　吉川　真帆（旧姓寺田）
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１７３号
愛知県豊田市平戸橋町永和７番地１　ベルドミール平戸橋１番館203号
債務者　鈴木　万也
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２２号
京都府福知山市字長田205番地の130
債務者　田中　　誠
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２９年（フ）第１８６８号
大阪府箕面市彩都粟生南７丁目２番25―201号、前住所奈良県磯城郡三宅町大字伴堂49番地の１　サンシャイン三宅　105号
債務者　西田　洋幸
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６６４号
大阪府東大阪市足代新町13番21号　クリオコート86　405号
債務者　池田善夫こと　文　　文善
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６８０号
大阪府門真市元町４番11号　グランドヴィラ門真８－Ｂ号、前住所大阪府枚方市香里園山之手町32番４号
債務者　廣瀬日出夫
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６９４号
大阪市東淀川区小松２丁目４番30号　北野第５ハイツ　403号、前住所大阪市東淀川区相川２丁目23番17―408号
債務者　辻田　健次
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１４号
高知市横浜西町49番26－４号
債務者　土居　純子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１１７号
高知県南国市大埇甲1348番地６
債務者　井上　佳子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１２５号
高知市加賀野井２丁目４番３号　長沢ハイツ東端
債務者　田所　　隆
1　決定年月日時　平成29年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１３０号
高知市高須本町１番27号　六本木ハイツ２Ａ
債務者　岡村加寿子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１３３号
高知市福井町736番地８　中山ハイツ201
債務者　楠エスベミンダこと　クスノキ　エスベミンダ　カストロ
1　決定年月日時　平成29年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１４４号
高知市十津５丁目３番１号　市住13号
債務者　尾原　政子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６０号
北海道登別市新川町２丁目１番地１　ハイツ笠原103
債務者　小笠原　恵
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係